

目次

規則

- 公文書館条例施行規則の一部を改正する規則（県政情報・文書課）
- 行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（同）
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（食と暮らしの安全推進課）
- 産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則（新産業振興課）
- 水産技術総合センターの使用に関する規則の一部を改正する規則（水産業振興課）
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築宅地課）

訓令甲

- 条例及び規則等取扱規程の一部を改正する訓令（県政情報・文書課）

議会

- 宮城県議会会議規則の一部を改正する規則（議会事務局議事課）
- 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（議会事務局総務課）

人事委員会

- 人事委員会規則7-0-24（人事委員会規則7-0（給料等の支給）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 人事委員会規則7-14（期末手当）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7-15（勤勉手当）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則8-5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則8-6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を改正する告示（同）
- 人事委員会の権限（学校職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を改正する告示（同）
- 人事委員会の権限（期末手当）の一部委任の一部を改正する告示（同）
- 人事委員会の権限（勤勉手当）の一部委任の一部を改正する告示（同）

公安委員会

- 宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（警察本部総務課）

次の規則をここに公布する。

令和8年3月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 宮城県規則第 17 号 公文書館条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 18 号 行政手続条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 19 号 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 20 号 産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 21 号 水産技術総合センターの使用に関する規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 22 号 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

公文書館条例施行規則（平成13年宮城県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) <u>条例第2条第1項に規定する公文書館資料（以下「公文書館資料」という。）の保存に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>公文書館資料の利用に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>公文書館資料の調査研究に関する</u>こと。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) <u>歴史的価値を有する公文書その他の記録（以下「公文書等」という。）の保存に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>公文書等の閲覧その他の利用に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>公文書等の調査研究に関する</u>こと。</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>(閲覧の申請)</u></p> <p>第5条 <u>公文書館資料を閲覧しようとする者は、様式第1号による閲覧申請書を館長に提出するとともに、氏名及び住所を確認できる書類を提示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、館長から様式第2号による閲覧証の交付を受けた者にあつては、当該閲覧証の提示をもって氏名及び住所を確認できる書類の提示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の閲覧証の交付を受けようとする者は、様式第3号による交付申請書を館長に提出するとともに、氏名及び住所を確認できる書類を提示しなければならない。</u></p> <p>4 <u>同時に閲覧の申請をすることができる公文書館資料の点数は、1人1回につき5点以内とする。ただし、館長が特に支障がないと認める場合は、この限りでない。</u></p>

(複写物の交付の申請)

第6条 公文書館資料の写し(以下「複写物」という。)の交付を受けようとするものは、様式第4号による複写申請書を館長に提出しなければならない。

2 前項の規定により複写物の交付を受けたものは、当該複写物の全部又は一部について、出版し、若しくは出版物に利用し、又はその他の方法により公にしようとするときは、あらかじめ館長の承認を受けるとともに、当該出版等により生じる著作権法(昭和45年法律第48号)その他の法令(条例を含む。以下同じ。)の規定による責任を負わなければならない。

(利用を制限する公文書等)

第7条 条例第4条第2項の規則で定める公文書館資料は、次に掲げる公文書館資料とする。

(1) 作成され、又は收受された日の属する年度の終了した日の翌日から起算して30年を経過していないもの

(2) 目録への記載その他の整理上必要な作業が完了していないもの

(3) 利用に供することにより破損し、又は汚損するおそれがあるもの

(4) その全部又は一部を公にしないことを条件に、第11条の規定により個人等から寄贈又は寄託を受けているもの

(5) 次に掲げる情報のいずれかが記載されているもの

ア 法令の規定により公開することができないとされている情報

イ 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下同じ。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害される

おそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

(イ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(ウ) 自己を本人とする個人に関する情報を当該情報の本人（本人が未成年者又は成年被後見人である場合は、法定代理人を含む。）が利用する場合又は死者の個人に関する情報を次に掲げる者が利用する場合における当該個人に関する情報（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関する情報であって、当該情報を公開することにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるものを除く。）

a 当該個人に関する情報の本人の配偶者（届出をしていな

いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子

b aに掲げる者がいない場合にあつては、当該個人に関する情報の本人の血族である父母

c a及びbに掲げる者がいない場合にあつては、当該個人に関する情報の本人の血族である祖父母、孫又は兄弟姉妹

ウ 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(6) 前各号に掲げるもののほか、利用に供することにより公文書館の業務上又は公文書館資料の保存上支障が生ずるおそれがあるもの

(館外利用)

第8条 条例第5条の規定により公文書館資料を館外で利用しようとするものは、様式第5号による貸出申請書を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 [略]

(1) [略]

(2) 閲覧所以外の場所に公文書館資料を持ち出さないこと。ただし、館長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(3)・(4) [略]

(利用者の遵守事項)

第5条 [略]

(1) [略]

(2) 閲覧所以外の場所に公文書館資料を持ち出さないこと。

(3)・(4) [略]

<p>(5) [略]</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p><u>第6条</u> <u>条例第4条第1項</u>の規定による届出は、届出書を館長に提出して行わなければならない。</p> <p><u>第7条・第8条</u> [略]</p>	<p>(5) <u>交付を受けた複製物を第6条第1項の複製申請書に記載した目的以外に使用しないこと。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p><u>第10条</u> <u>条例第7条第1項</u>の規定による届出は、届出書を館長に提出して行わなければならない。</p> <p>(寄贈又は寄託)</p> <p><u>第11条</u> <u>公文書館は、公文書等の寄贈又は寄託を受けることができる。</u></p> <p><u>第12条・第13条</u> [略]</p>
--	---

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続条例施行規則（平成7年宮城県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 [略]</p> <p><u>（不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）</u></p> <p><u>第3条 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p><u>（1）行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p><u>（2）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</u></p> <p>第4条 [略]</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>第3条 [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和27年宮城県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																						
<p>様式第2号（第6条第1項関係） （表面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">営業許可申請書・営業届（新規・更新）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">(ふりがな)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">資格の種類</td> <td style="width: 70%;">食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動販売機、全自動調理機の型番</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </div>	[略]			[略]			(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥	[略]	[略]	[略]	[略]			自動販売機、全自動調理機の型番	[略]		[略]	[略]		[略]			[略]			<p>様式第2号（第6条第1項関係） （表面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">営業許可申請書・営業届（新規・更新）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">(ふりがな)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">資格の種類</td> <td style="width: 70%;">食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動販売機の型番</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </div>	[略]			[略]			(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	[略]	[略]	[略]	[略]			自動販売機の型番	[略]		[略]	[略]		[略]			[略]		
[略]																																																							
[略]																																																							
(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥																																																					
[略]	[略]	[略]																																																					
[略]																																																							
自動販売機、全自動調理機の型番	[略]																																																						
[略]	[略]																																																						
[略]																																																							
[略]																																																							
[略]																																																							
[略]																																																							
(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥																																																					
[略]	[略]	[略]																																																					
[略]																																																							
自動販売機の型番	[略]																																																						
[略]	[略]																																																						
[略]																																																							
[略]																																																							

(裏面)

申請者・届出者情報	[略]			
	(1)	[略]	[略]	
	(2)	[略]	[略]	
	(3)	[略]	[略]	
[略]				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	[略]
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	[略]
	[略]		[略]	
[略]				

(裏面)

申請者・届出者情報	[略]			
	1	[略]	[略]	
	2	[略]	[略]	
	3	[略]	[略]	
[略]				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	[略]
	ふぐの処理を行う施設			[略]
	[略]		[略]	
[略]				

様式第3号（第6条第2項関係）
（表面）

[略]			
営業許可申請書・営業届（変更）			
[略]			
[略]			
営業施設情報	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	[略]	[略]	[略]
	[略]		
	自動販売機、全自動調理機の型番	[略]	
	[略]	[略]	
[略]			
[略]			

様式第3号（第6条第2項関係）
（表面）

[略]			
営業許可申請書・営業届（変更）			
[略]			
[略]			
営業施設情報	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	[略]	[略]	[略]
	[略]		
	自動販売機の型番	[略]	
	[略]	[略]	
[略]			
[略]			

(裏面)

[略]				
申請者・届出者情報	[略]			
	(1)	[略]	[略]	
	(2)	[略]	[略]	
	(3)	[略]	[略]	
[略]				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	[略]
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	[略]
	[略]		[略]	
[略]				

(裏面)

[略]				
申請者・届出者情報	[略]			
	1	[略]	[略]	
	2	[略]	[略]	
	3	[略]	[略]	
[略]				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	[略]
	ふぐの処理を行う施設			[略]
	[略]		[略]	
[略]				

様式第4号（第6条第3項関係）
（表面）

[略]			
営業許可申請書・営業届（廃業）			
[略]			
[略]			
営業施設情報	(ふりがな)	資格の種類	食監・ <u>食管</u> ・調・製・栄・ <u>管栄</u> ・船舶・と畜・食鳥
	[略]	[略]	[略]
	[略]		
	自動販売機、全自動調理機の型番	[略]	
	[略]	[略]	
[略]			
[略]			

様式第4号（第6条第3項関係）
（表面）

[略]			
営業許可申請書・営業届（廃業）			
[略]			
[略]			
営業施設情報	(ふりがな)	資格の種類	<u>食管</u> ・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	[略]	[略]	[略]
	[略]		
	自動販売機の型番	[略]	
	[略]	[略]	
[略]			
[略]			

(裏面)

[略]				
申請者・届出者情報	[略]			
	(1)	[略]	[略]	
	(2)	[略]	[略]	
	(3)	[略]	[略]	
[略]				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	[略]
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	[略]
	[略]		[略]	
[略]				

(裏面)

[略]				
申請者・届出者情報	[略]			
	1	[略]	[略]	
	2	[略]	[略]	
	3	[略]	[略]	
[略]				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	[略]
	ふぐの処理を行う施設			[略]
	[略]		[略]	
[略]				

様式第9号（第10条関係）
（表面）

[略]			
営業許可申請書・営業届（休業・再開）			
[略]			
[略]			
営業 施設 情報	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・米・管米・船舶・と 畜・食鳥
	[略]	[略]	[略]
	[略]		
	自動販売機、 全自動調理機 の型番	[略]	
	[略]	[略]	
	[略]		
[略]			

様式第9号（第10条関係）
（表面）

[略]			
営業許可申請書・営業届（休業・再開）			
[略]			
[略]			
営業 施設 情報	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・米・船舶・と畜・食 鳥
	[略]	[略]	[略]
	[略]		
	自動販売機の 型番	[略]	
	[略]	[略]	
	[略]		
[略]			

(裏面)

[略]				
申請者・届出者情報	[略]			
	(1)	[略]	[略]	
	(2)	[略]	[略]	
	(3)	[略]	[略]	
[略]				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	[略]
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	[略]
	[略]		[略]	[略]
[略]				

(裏面)

[略]				
申請者・届出者情報	[略]			
	1	[略]	[略]	
	2	[略]	[略]	
	3	[略]	[略]	
[略]				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	[略]
	ふぐの処理を行う施設			[略]
	[略]		[略]	[略]
[略]				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の食品衛生法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の食品衛生法施行細則の規定によるものとみなす。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則（平成 11 年宮城県規則第 69 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>第 7 条 1・2 [略]</p> <p>2 あらかじめ使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）の額を算定することができない場合において、施設等使用申請書（様式第 1 号）又は研究員技術的支援依頼書（様式第 4 号）にその旨を記載して提出されたときは、当該使用料等の後納を認めることができる。この場合において、当該使用料等の納入方法は、前項第 1 号に掲げる方法に限るものとする。</p> <p>3 同時に複数の第 3 条第 1 項の申請（前項に定める後納を認める場合を除く）又は第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる依頼をしようとする場合において、一括納入申請書（様式第 6 号）を提出したときは、<u>使用料等</u>を一括して納入することができる。この場合において、<u>当該使用料等</u>の納入方法は、第 1 項第 1 号に掲げる方法に限るものとする。</p> <p>別表第 1 (1) 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td style="text-align: right;">1 時間につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>3m法電波暗室</td> <td style="text-align: right;">1 時間につき 3,900円</td> </tr> <tr> <td>10m法電波暗室</td> <td style="text-align: right;">1 時間につき 11,000円</td> </tr> <tr> <td>実用化研究室</td> <td style="text-align: right;">1 時間につき 300円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	大会議室	1 時間につき 3,000円	[略]	[略]	3m法電波暗室	1 時間につき 3,900円	10m法電波暗室	1 時間につき 11,000円	実用化研究室	1 時間につき 300円	<p>第 7 条 1・2 [略]</p> <p>2 あらかじめ使用料又は手数料（以下<u>この項において</u>「使用料等」という。）の額を算定することができない場合において、施設等使用申請書（様式第 1 号）又は研究員技術的支援依頼書（様式第 4 号）にその旨を記載して提出されたときは、当該使用料等の後納を認めることができる。この場合において、当該使用料等の納入方法は、前項第 1 号に掲げる方法に限るものとする。</p> <p>3 同時に複数の第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる依頼をしようとする場合において、一括納入申請書（様式第 6 号）を提出したときは、<u>手数料</u>を一括して納入することができる。この場合において、<u>当該手数料</u>の納入方法は、第 1 項第 1 号に掲げる方法に限るものとする。</p> <p>別表第 1 (1) 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td style="text-align: right;">1 時間につき 2,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>3m法電波暗室</td> <td style="text-align: right;">1 時間につき 3,800円</td> </tr> <tr> <td>10m法電波暗室</td> <td style="text-align: right;">1 時間につき 10,500円</td> </tr> <tr> <td>実用化研究室</td> <td style="text-align: right;">1 時間につき 250円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	大会議室	1 時間につき 2,900円	[略]	[略]	3m法電波暗室	1 時間につき 3,800円	10m法電波暗室	1 時間につき 10,500円	実用化研究室	1 時間につき 250円
種別	金額																								
大会議室	1 時間につき 3,000円																								
[略]	[略]																								
3m法電波暗室	1 時間につき 3,900円																								
10m法電波暗室	1 時間につき 11,000円																								
実用化研究室	1 時間につき 300円																								
種別	金額																								
大会議室	1 時間につき 2,900円																								
[略]	[略]																								
3m法電波暗室	1 時間につき 3,800円																								
10m法電波暗室	1 時間につき 10,500円																								
実用化研究室	1 時間につき 250円																								

クリーンルーム	1時間につき	2,200円
シールドルーム	1時間につき	350円
[略]	[略]	
フォークリフト	1時間につき	1,100円

(2) 機器使用料

種別		金額
精密測定関連機器	工具顕微鏡	1時間につき 550円
	三次元座標測定機	1時間につき 6,700円
	[略]	[略]
	表面粗さ・形状測定機	1時間につき 2,500円
	[略]	[略]
	超精密非接触三次元形状評価装置	1時間につき 550円
	ワンショット測定顕微鏡	1時間につき 600円
材料加工関連機器	加工特性評価システム	1時間につき 5,400円
	[略]	[略]

クリーンルーム	1時間につき	2,100円
シールドルーム	1時間につき	300円
[略]	[略]	
フォークリフト	1時間につき	1,000円

(2) 機器使用料

種別		金額
精密測定関連機器	工具顕微鏡	1時間につき 500円
	三次元座標測定機	1時間につき 6,500円
	[略]	[略]
	表面粗さ・形状測定機	1時間につき 1,800円
	[略]	[略]
	超精密非接触三次元形状評価装置	1時間につき 500円
	ワンショット測定顕微鏡	1時間につき 550円
材料加工関連機器	加工特性評価システム	1時間につき 4,900円
	[略]	[略]

機械的特性評価試験機	1時間につき 5,900円
高温焼成実験炉	1時間につき 1,500円
射出成形機	1時間につき 3,700円
スライディングマシン	1時間につき 850円
[略]	[略]
電気炉	1時間につき 700円
熱間等方圧プレス	1時間につき 1,700円
[略]	[略]
複合材料作製用オートクレーブ	1時間につき 650円
粉碎機	1時間につき 550円
放電プラズマ焼結機	1時間につき

機械的特性評価試験機	1時間につき 5,200円
高温焼成実験炉	1時間につき 1,100円
高速精密カッティング	1時間につき 750円
射出成形機	1時間につき 3,200円
スライディングマシン	1時間につき 750円
[略]	[略]
電気炉	1時間につき 600円
熱間等方圧プレス	1時間につき 1,500円
[略]	[略]
複合材料作製用オートクレーブ	1時間につき 600円
粉碎機	1時間につき 500円
放電プラズマ焼結機	1時間につき

		<u>10,100円</u>
真空ホットプレス (VHP)	1時間につき	<u>6,700円</u>
マイクロスコープ	1時間につき	<u>1,100円</u>
マイクロライサー	1時間につき	<u>1,300円</u>
超精密CNC成形平面研削盤	1時間につき	<u>3,300円</u>
高速NCフライス盤	1時間につき	<u>2,300円</u>
大型ホットプレス	1時間につき	<u>3,100円</u>
加圧型ニーダー	1時間につき	<u>900円</u>
[略]	[略]	
気流式粉砕機	1時間につき	<u>1,800円</u>
五軸マシニングセンタ	1時間につき	<u>4,200円</u>
[略]	[略]	

		<u>7,600円</u>
真空ホットプレス (VHP)	1時間につき	<u>5,000円</u>
マイクロスコープ	1時間につき	<u>1,000円</u>
マイクロライサー	1時間につき	<u>1,200円</u>
超精密CNC成形平面研削盤	1時間につき	<u>3,100円</u>
高速NCフライス盤	1時間につき	<u>2,000円</u>
大型ホットプレス	1時間につき	<u>2,300円</u>
加圧型ニーダー	1時間につき	<u>750円</u>
[略]	[略]	
気流式粉砕機	1時間につき	<u>1,700円</u>
五軸マシニングセンタ	1時間につき	<u>3,800円</u>
[略]	[略]	

高分子材料コンパウンド装置	1時間につき 4,600円
クリープ試験機	1時間につき 650円
樹脂流動解析ソフトウェア	1時間につき 1,100円
[略]	[略]
高速引張圧縮試験機	1時間につき 1,300円
[略]	[略]
3D超音波検査装置	1時間につき 1,900円
平面研削盤	1時間につき 2,100円
[略]	[略]
ハイスピードカメラ	1時間につき 1,400円
[略]	[略]
精密自動切断機	1時間につき 550円
[略]	[略]

高分子材料コンパウンド装置	1時間につき 3,500円
クリープ試験機	1時間につき 600円
樹脂流動解析ソフトウェア	1時間につき 1,000円
[略]	[略]
高速引張圧縮試験機	1時間につき 1,100円
[略]	[略]
3D超音波検査装置	1時間につき 1,800円
平面研削盤	1時間につき 2,000円
[略]	[略]
ハイスピードカメラ	1時間につき 1,300円
[略]	[略]
精密自動切断機	1時間につき 500円
[略]	[略]

	100kN引張圧縮試験機	1時間につき 1,600円
	100kN引張圧縮試験機用恒温槽	1時間につき 1,000円
電子・情報関連機器	[略]	[略]
	デジタルオシロスコープ	1時間につき 600円
	[略]	[略]
	電源高調波・フリッカ測定装置	1時間につき 550円
	[略]	[略]

	100kN引張圧縮試験機	1時間につき 1,500円
	100kN引張圧縮試験機用恒温槽	1時間につき 800円
電子・情報関連機器	[略]	[略]
	デジタルオシロスコープ	1時間につき 550円
	[略]	[略]
	電源高調波・フリッカ測定装置	1時間につき 500円
	[略]	[略]
	ネットワークインピーダンスアナライザ	1時間につき 500円
	[略]	[略]
	多チャンネル電流測定器	1時間につき 250円
	電力増幅器	1時間につき 550円
	[略]	[略]
マイクロ波プローバ	1時間につき 500円	

[略]	[略]
3m法電波暗室測定システム	1時間につき 4,700円
伝導EMC試験システム	1時間につき 2,100円
10m法放射エミッション測定システム	1時間につき 5,600円
アンテナ照射試験システム	1時間につき 5,000円
車載機器用イミュニティ試験システム	1時間につき 3,700円

磁気シールドケース	1時間につき 500円
[略]	[略]
モーダル解析ソフトウェア	1時間につき 550円
振動データ収集システム	1時間につき 500円
非接触レーザ振動計	1時間につき 500円
加振システム	1時間につき 500円
3m法電波暗室測定システム	1時間につき 4,600円
伝導EMC試験システム	1時間につき 2,000円
10m法放射エミッション測定システム	1時間につき 5,500円
アンテナ照射試験システム	1時間につき 4,700円
車載機器用イミュニティ試験システム	1時間につき 3,600円

[略]	[略]
[略]	[略]
過渡エミッション測定装置	1時間につき 1,500円
[略]	[略]
超低温恒温恒湿槽	1時間につき 600円
[略]	[略]
[略]	[略]
測定機能付精密電流・電圧源(ソースメータ)	1時間につき 650円

[略]	[略]
デジタルマルチメータ	1時間につき 500円
[略]	[略]
過渡エミッション測定装置	1時間につき 1,300円
[略]	[略]
フラックスゲート磁力計	1時間につき 550円
[略]	[略]
電圧発生器	1時間につき 500円
[略]	[略]
超低温恒温恒湿槽	1時間につき 500円
スパッタ装置	1時間につき 1,200円
顕微鏡式薄膜測定装置	1時間につき 600円
測定機能付精密電流・電圧源(ソースメータ)	1時間につき 600円

熱衝撃試験機	1時間につき 650円
[略]	[略]
車載機器用伝導エミッション測定装置	1時間につき 1,900円
[略]	[略]
熱ナノインプリント装置	1時間につき 1,600円
[略]	[略]

紫外線照度計	1時間につき 600円
高周波電磁界解析シミュレータ	1時間につき 750円
高速電力増幅器	1時間につき 600円
熱衝撃試験機	1時間につき 600円
[略]	[略]
車載機器用伝導エミッション測定装置	1時間につき 1,800円
[略]	[略]
両面マスクアライナー	1時間につき 700円
スピンドーター	1時間につき 300円
熱ナノインプリント装置	1時間につき 1,500円
[略]	[略]
全光束測定システム	1時間につき 700円

	[略]	[略]
	振動試験装置	1時間につき 2,500円
	複合環境試験用恒温恒湿槽	1時間につき 1,200円
	車載機器用試験電源	1時間につき 800円
	[略]	[略]
	雷サージ試験装置	1時間につき 750円
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	振動試料型磁力計	1時間につき 3,000円
	[略]	[略]
	リアルタイムスペクトラムアナライザ(II)	1時間につき 1,700円
	[略]	[略]
工業デザイン関連	[略]	[略]

	[略]	[略]
	振動試験装置	1時間につき 2,200円
	複合環境試験用恒温恒湿槽	1時間につき 1,000円
	車載機器用試験電源	1時間につき 750円
	[略]	[略]
	雷サージ試験装置	1時間につき 700円
	[略]	[略]
	プリント基板加工装置	1時間につき 600円
	[略]	[略]
	振動試料型磁力計	1時間につき 2,800円
	[略]	[略]
	リアルタイムスペクトラムアナライザ(II)	1時間につき 1,600円
	[略]	[略]
工業デザイン関連	[略]	[略]

機器	光造形システム(Ⅲ)ipro	1時間につき 4,100円
	[略]	[略]
	レーザーカッターシステム	1時間につき 2,700円
	[略]	[略]
	CAE検証用計測システム	1時間につき 850円
食品・バイオテクノロジー関連機器		
	乾燥機	1時間につき 250円
	真空ガス置換包装機	1時間につき 550円
	[略]	[略]

機器	光造形システム(Ⅲ)ipro	1時間につき 4,000円
	[略]	[略]
	光造形システム(Ⅳ)Projet	1時間につき 2,600円
	熱溶解積層造形システム	1時間につき 1,200円
	小型彫刻機	1時間につき 400円
	レーザーカッターシステム	1時間につき 2,600円
	[略]	[略]
	CAE検証用計測システム	1時間につき 800円
食品・バイオテクノロジー関連機器	こう 温度勾配恒温器	1時間につき 500円
	乾燥機	1時間につき 200円
	真空ガス置換包装機	1時間につき 500円
	[略]	[略]

窒素分析装置	1時間につき 550円
超低温フリーザー	1時間につき 350円
融砕機(マスコロイダ)	1時間につき 550円
ロータリーエバポレータ	1時間につき 600円
クリーンベンチ(MHE-130AJ)	1時間につき 550円
恒温振とう器	1時間につき 550円
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
滅菌用オートクレーブ	1時間につき 550円
[略]	[略]
飽和蒸気調理機	1時間につき 800円

窒素分析装置	1時間につき 500円
超低温フリーザー	1時間につき 200円
融砕機(マスコロイダ)	1時間につき 500円
ロータリーエバポレータ	1時間につき 450円
クリーンベンチ(MHE-130AJ)	1時間につき 500円
恒温振とう器	1時間につき 500円
[略]	[略]
高速液体クロマトグラフ	1時間につき 1,100円
[略]	[略]
滅菌用オートクレーブ	1時間につき 500円
[略]	[略]
飽和蒸気調理機	1時間につき 650円

蛍光マイクロプレートリーダー	1時間につき 1,200円
インキュベータ	1時間につき 300円
サイレントカッター	1時間につき 550円
卓上型万能高速カッター・ミキサー	1時間につき 550円
[略]	[略]
スチームコンベクションオーブン	1時間につき 950円
両面焼成調理機	1時間につき 550円
[略]	[略]
小型レトルト殺菌装置	1時間につき 550円
減圧加熱調理機	1時間につき 450円
[略]	[略]
恒温恒湿槽	1時間につき 300円

蛍光マイクロプレートリーダー	1時間につき 1,100円
インキュベータ	1時間につき 250円
サイレントカッター	1時間につき 500円
卓上型万能高速カッター・ミキサー	1時間につき 500円
[略]	[略]
スチームコンベクションオーブン	1時間につき 800円
両面焼成調理機	1時間につき 500円
[略]	[略]
小型レトルト殺菌装置	1時間につき 500円
減圧加熱調理機	1時間につき 400円
[略]	[略]
恒温恒湿槽	1時間につき 250円

	[略]	[略]
	ヘッドスペースガスクロマトグラフ (HS20/GC2030)	1時間につき 1,800円
	[略]	[略]
	大型オートクレーブ	1時間につき 300円
	サーマルタンク500	1時間につき 250円
	[略]	[略]
	真空凍結乾燥機	1時間につき 800円
	オートサンプラー付GC-MS/O	1時間につき 2,100円
	高速液体クロマトグラフ(1260Infinity)	1時間につき 1,100円
	デュアルカラム高速GC	1時間につき 4,000円
分析・測定関連機器	エネルギー分散型蛍光X線分析装置(EDXRF)	1時間につき 2,100円

	[略]	[略]
	ヘッドスペースガスクロマトグラフ (HS20/GC2030)	1時間につき 1,700円
	[略]	[略]
	大型オートクレーブ	1時間につき 250円
	サーマルタンク500	1時間につき 200円
	[略]	[略]
	大容量冷却遠心分離機	1時間につき 500円
	真空凍結乾燥機	1時間につき 700円
	オートサンプラー付GC-MS/O	1時間につき 2,000円
分析・測定関連機器	エネルギー分散型蛍光X線分析装置(EDXRF)	1時間につき 2,000円

誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-OES)	1時間につき 4,000円
X線光電子分光分析装置 (XPS-Nexsa)	1時間につき 8,100円
微小部蛍光X線分析装置 (μ -XRF)	1時間につき 3,100円
[略]	[略]
接触角計	1時間につき 1,100円
[略]	[略]
電界放出型電子プローブマイクロアナライザ (FE-EPMA)	1時間につき 5,400円
[略]	[略]
ガスクロマトグラフ	1時間につき 550円
超高速液体クロマトグラフ質量分析システム	1時間につき 2,900円
フーリエ変換赤外分光分析装置 (FT-IR)	1時間につき 1,400円
多目的X線回折装置 (XRD)	1時間につき 3,500円

誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-OES)	1時間につき 2,900円
X線光電子分光分析装置 (XPS-Nexsa)	1時間につき 8,000円
微小部蛍光X線分析装置 (μ -XRF)	1時間につき 3,000円
[略]	[略]
接触角計	1時間につき 1,000円
[略]	[略]
電界放出型電子プローブマイクロアナライザ (FE-EPMA)	1時間につき 5,000円
[略]	[略]
ガスクロマトグラフ	1時間につき 500円
超高速液体クロマトグラフ質量分析システム	1時間につき 2,800円
フーリエ変換赤外分光分析装置 (FT-IR)	1時間につき 1,300円
多目的X線回折装置 (XRD)	1時間につき 3,100円

走査型電子顕微鏡	1時間につき 4,600円
[略]	[略]
加熱加圧埋込機	1時間につき 850円
[略]	[略]
スパーク放電発光分光分析装置	1時間につき 2,100円
[略]	[略]
電気泳動ゲル撮影装置	1時間につき 300円
アンプル用凍結乾燥装置	1時間につき 300円
アンプル熔閉器	1時間につき 200円
波長分散型蛍光X線分析装置(WDXRF)	1時間につき 3,900円
ガラスビード作製装置	1時間につき 1,500円
[略]	[略]
シャルピー衝撃試験機(シャルピー)	1時間につき

走査型電子顕微鏡	1時間につき 4,500円
[略]	[略]
加熱加圧埋込機	1時間につき 800円
[略]	[略]
スパーク放電発光分光分析装置	1時間につき 2,000円
[略]	[略]
電気泳動ゲル撮影装置	1時間につき 250円
アンプル用凍結乾燥装置	1時間につき 250円
アンプル熔閉器	1時間につき 150円
波長分散型蛍光X線分析装置(WDXRF)	1時間につき 3,700円
ガラスビード作製装置	1時間につき 1,400円
[略]	[略]
シャルピー衝撃試験機(シャルピー)	1時間につき

		950円
マイクロフォーカスX線CT装置	1時間につき	3,200円
マイクロフォーカスX線透過装置	1時間につき	1,900円
[略]	[略]	
サブミクロン三次元X線顕微鏡(XRM)	1時間につき	6,300円
卓上型高速X線CT装置(高速XCT)	1時間につき	3,800円
[略]	[略]	
マイクロ波分解装置	1時間につき	2,100円
卓上低真空SEM	1時間につき	3,000円

備考 [略]

別表第2

(1) 試験等手数料

種別					金額
材料試験	強度試験	引張試験	最大荷重試験	600mm未満	1件につき 1,800円
				600mm以上	1件につき 2,500円

		900円
マイクロフォーカスX線CT装置	1時間につき	3,100円
マイクロフォーカスX線透過装置	1時間につき	1,800円
[略]	[略]	
サブミクロン三次元X線顕微鏡(XRM)	1時間につき	5,500円
卓上型高速X線CT装置(高速XCT)	1時間につき	3,500円
[略]	[略]	

備考 [略]

別表第2

(1) 試験等手数料

種別					金額
材料試験	強度試験	引張試験	最大荷重試験	600mm未満	1件につき 1,700円
				600mm以上	1件につき 2,300円

		伸び測定試験	1 件につき <u>1,900円</u>
		[略]	[略]
製品試験	複雑構造体		1 件につき <u>10,100円</u>
	単純構造体		1 件につき <u>4,400円</u>
物理性試験	変位形状測定		1 件につき <u>1,000円</u>
	熱特性	室温から600℃まで	1 測定につき <u>7,000円</u>
		その他の温度	1 測定につき <u>12,600円</u>
	金属組織試験		1 件につき <u>6,800円</u>
	寸法、距離測定		1 件につき <u>650円</u>
	衝撃試験		1 件につき <u>2,100円</u>
	X線CT検査		1 件につき <u>10,700円</u>
	X線透過検査		1 件につき <u>5,700円</u>
	三次元X線顕微鏡(室温大気中)		1 測定につき <u>37,700円</u>
コンクリート試験	強度試験		1 件につき <u>2,000円</u>
	抜取りコア試験		1 件につき <u>5,000円</u>
	中性化試験		1 件につき <u>3,000円</u>
	曲げ試験		1 件につき <u>2,300円</u>
	圧縮試験(地盤改良土)		1 件につき <u>2,100円</u>
石材試験	強度試験		1 件につき <u>6,200円</u>
	比重吸水率試験		1 件につき <u>2,000円</u>
	硬度試験		1 件につき <u>1,700円</u>

		伸び測定試験	1 件につき <u>1,800円</u>
		[略]	[略]
製品試験	複雑構造体		1 件につき <u>9,800円</u>
	単純構造体		1 件につき <u>4,300円</u>
物理性試験	変位形状測定		1 件につき <u>950円</u>
	熱特性	室温から600℃まで	1 測定につき <u>6,800円</u>
		その他の温度	1 測定につき <u>12,300円</u>
	金属組織試験		1 件につき <u>6,700円</u>
	寸法、距離測定		1 件につき <u>550円</u>
	衝撃試験		1 件につき <u>2,000円</u>
	X線CT検査		1 件につき <u>10,600円</u>
	X線透過検査		1 件につき <u>5,600円</u>
	三次元X線顕微鏡(室温大気中)		1 測定につき <u>35,000円</u>
コンクリート試験	強度試験		1 件につき <u>1,800円</u>
	抜取りコア試験		1 件につき <u>4,900円</u>
	中性化試験		1 件につき <u>2,900円</u>
	曲げ試験		1 件につき <u>2,200円</u>
	圧縮試験(地盤改良土)		1 件につき <u>2,000円</u>
石材試験	強度試験		1 件につき <u>6,000円</u>
	比重吸水率試験		1 件につき <u>1,900円</u>
	硬度試験		1 件につき <u>1,600円</u>

材料分析	化学分析	定性分析		1成分につき	<u>3,700円</u>		
		定量分析		1成分につき	<u>8,100円</u>		
	機器分析	定性分析		1測定につき	<u>10,100円</u>		
		[略]		[略]			
	表面分析	表面領域	定性分析		1測定につき	<u>6,600円</u>	
			マッピング		1成分につき	<u>3,400円</u>	
		微小領域	定性分析		1測定につき	<u>8,700円</u>	
			[略]		[略]		
		極表面領域分析	サーベイスキャン		1測定につき	<u>14,800円</u>	
			粗マッピング		1測定につき	<u>14,800円</u>	
	食品分析	化学分析	定量分析	重量分析		1成分につき	<u>2,400円</u>
				[略]		[略]	
滴定				1成分につき	<u>8,500円</u>		
機器分析		定性分析	液体クロマトグラフィー		1測定につき	<u>4,800円</u>	
			ガスクロマトグラフィー		1測定につき	<u>4,300円</u>	
			[略]		[略]		
			[略]		[略]		
定量分析		液体クロマトグラフィー		1測定につき	<u>9,200円</u>		
		ガスクロマトグラフィー		1測定につき	<u>6,900円</u>		
		[略]		[略]			
	水分活性		1測定につき	<u>3,600円</u>			

材料分析	化学分析	定性分析		1成分につき	<u>3,600円</u>		
		定量分析		1成分につき	<u>8,000円</u>		
	機器分析	定性分析		1測定につき	<u>8,500円</u>		
		[略]		[略]			
	表面分析	表面領域	定性分析		1測定につき	<u>6,500円</u>	
			マッピング		1成分につき	<u>3,200円</u>	
		微小領域	定性分析		1測定につき	<u>8,500円</u>	
			[略]		[略]		
		極表面領域分析	サーベイスキャン		1測定につき	<u>14,700円</u>	
			粗マッピング		1測定につき	<u>14,700円</u>	
	食品分析	化学分析	定量分析	重量分析		1成分につき	<u>2,300円</u>
				[略]		[略]	
滴定				1成分につき	<u>8,400円</u>		
機器分析		定性分析	液体クロマトグラフィー		1測定につき	<u>4,700円</u>	
			ガスクロマトグラフィー		1測定につき	<u>4,200円</u>	
			[略]		[略]		
			極微弱発光測定		1測定につき	<u>10,600円</u>	
定量分析		液体クロマトグラフィー		1測定につき	<u>9,100円</u>		
		ガスクロマトグラフィー		1測定につき	<u>6,700円</u>		
		[略]		[略]			
	水分活性		1測定につき	<u>3,500円</u>			

			[略]	[略]	
物性測定		粘度		1 件につき 3,000円	
		破断、引張、圧縮		1 件につき 4,800円	
精密測定	[略]	[略]		[略]	
		形状の測定	表面粗さ	二次元粗さ測定	1 測定につき 4,700円
			測定	三次元粗さ測定	1 測定につき 6,300円
		[略]	[略]		[略]
			[略]		[略]
		三次元形状測定		1 測定につき 7,000円	
表面観察	[略]		[略]		
	光学顕微鏡観察		1 件につき 4,800円		
	走査型電子顕微鏡観察	倍率5万倍以下のもの	1 件につき 7,400円		
		倍率5万倍を超えるもの	1 件につき 8,700円		
試料調整	[略]	[略]		[略]	
		[略]		[略]	
		[略]		[略]	
		[略]		[略]	
	前処理	[略]		[略]	
		難分解(溶融、フッ酸処理)		1 件につき 23,400円	
[略]		[略]			

			[略]	[略]	
物性測定		粘度		1 件につき 2,900円	
		破断、引張、圧縮		1 件につき 4,700円	
精密測定	[略]	[略]		[略]	
		形状の測定	表面粗さ	二次元粗さ測定	1 測定につき 4,600円
			測定	三次元粗さ測定	1 測定につき 6,200円
		[略]	[略]		[略]
			[略]		[略]
		三次元形状測定		1 測定につき 6,900円	
表面観察	[略]		[略]		
	光学顕微鏡観察		1 件につき 4,700円		
	走査型電子顕微鏡観察	倍率5万倍以下のもの	1 件につき 7,300円		
		倍率5万倍を超えるもの	1 件につき 8,500円		
試料調整	[略]	[略]		[略]	
		[略]		[略]	
		[略]		[略]	
		[略]		[略]	
	前処理	[略]		[略]	
		難分解(溶融、フッ酸処理)		1 件につき 23,000円	
[略]		[略]			

	乾燥(減圧加熱)	1 件につき <u>6,600円</u>
	乾燥(真空凍結)	1 件につき <u>7,000円</u>
	[略]	[略]
負荷環境	低温	1 件につき <u>1,900円</u>
	高温	1 件につき <u>3,000円</u>
	温度制御(三次元X線顕微鏡)	1 件につき <u>10,800円</u>
	圧力制御(三次元X線顕微鏡)	1 件につき <u>10,800円</u>
	大気以外の雰囲気(三次元X線顕微鏡)	1 件につき <u>21,700円</u>

(2) [略]

(3) 研究員技術的支援手数料 1 時間につき 4,000円

(4) [略]

備考 [略]

様式第 1～5 号 [略]

様式第 6 号(第 7 条関係)

一括納入申請書 [略]	
下記のとおり使用料等の一括納入を承認されるよう申請します。	
一括納入を希望する 申請又は依頼事項	

	乾燥(減圧加熱)	1 件につき <u>6,500円</u>
	乾燥(真空凍結)	1 件につき <u>6,600円</u>
	[略]	[略]
負荷環境	低温	1 件につき <u>1,700円</u>
	高温	1 件につき <u>2,700円</u>
	温度制御(三次元X線顕微鏡)	1 件につき <u>10,000円</u>
	圧力制御(三次元X線顕微鏡)	1 件につき <u>10,000円</u>
	大気以外の雰囲気(三次元X線顕微鏡)	1 件につき <u>20,000円</u>

(2) [略]

(3) 研究員技術的支援手数料 1 時間につき 3,900円

(4) [略]

備考 [略]

様式第 1～5 号 [略]

様式第 6 号(第 7 条関係)

一括納入申請書 [略]	
下記のとおり手数料の一括納入を承認されるよう申請します。	
一括納入を希望する 依頼事項	

[略]	[略]
<p>様式第 7 号(第 8 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>減免申請書 [略]</p> <p><u>所在地又は住所</u> <u>法人名又は氏名</u> <u>電 話 番 号</u></p> <p>[略]</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div>	<p>様式第 7 号(第 8 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>減免申請書 [略]</p> <p><u>住所又は所在地</u> <u>氏名又は名称</u> <u>T E L</u> <u>F A X</u></p> <p>[略]</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、施行の日以後の使用に係る使用料及び試験等に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

水産技術総合センターの使用に関する規則の一部を改正する規則

水産技術総合センターの使用に関する規則（平成28年宮城県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前				
別表（第3条関係） 機器使用料			別表（第3条関係） 機器使用料				
	種 別	金 額		種 別	金 額		
原魚加工関連機器	圧搾機（搾汁機）	1時間につき <u>100円</u>	原魚加工関連機器	圧搾機（搾汁機）	1時間につき <u>150円</u>		
	[略]	[略]		[略]	[略]		
	遠心脱水機	1時間につき <u>150円</u>		遠心脱水機	1時間につき <u>200円</u>		
	[略]	[略]		[略]	[略]		
	急速凍結機	1時間につき <u>1,000円</u>		急速凍結機	1時間につき <u>750円</u>		
	小型サイレントカッター	1時間につき <u>100円</u>		小型サイレントカッター	1時間につき <u>150円</u>		
	サイレントカッター	1時間につき <u>350円</u>		サイレントカッター	1時間につき <u>250円</u>		
	魚体処理システム装置	1時間につき <u>550円</u>		魚体処理システム装置	1時間につき <u>450円</u>		
	湿式粉碎機	1時間につき <u>300円</u>		湿式粉碎機	1時間につき <u>250円</u>		
	真空凍結乾燥機	1時間につき <u>500円</u>		真空凍結乾燥機	1時間につき <u>400円</u>		
	スクリュープレス	1時間につき <u>150円</u>		スクリュープレス	1時間につき <u>250円</u>		
	スティックブレンダー	1時間につき <u>100円</u>		スティックブレンダー	1時間につき <u>150円</u>		
	成型機	1時間につき <u>100円</u>		成型機	1時間につき <u>150円</u>		
	チョッパー	1時間につき <u>100円</u>		チョッパー	1時間につき <u>150円</u>		
	バンドソー	1時間につき <u>150円</u>		バンドソー	1時間につき <u>200円</u>		
	[略]	[略]		[略]	[略]		
	リファイナー	1時間につき <u>300円</u>		リファイナー	1時間につき <u>250円</u>		
	[略]	[略]		[略]	[略]		
		過熱水蒸気調理機		1時間につき <u>1,200円</u>		過熱水蒸気調理機	1時間につき <u>650円</u>

調味加工関連機器	[略]	[略]
	真空フライヤー	1時間につき <u>550円</u>
	真空冷却機	1時間につき <u>1,200円</u>
	伸展機	1時間につき <u>100円</u>
	スチームコンベクションオープン	1時間につき <u>1,000円</u>
	[略]	[略]
	縦型ミキサー	1時間につき <u>150円</u>
	二重釜	1時間につき <u>800円</u>
	[略]	[略]
	フライヤー	1時間につき <u>1,100円</u>
	ボイル槽	1時間につき <u>850円</u>
	両面焼成機	1時間につき <u>150円</u>
	冷却水循環装置	1時間につき <u>450円</u>
レトルト殺菌装置	1時間につき <u>1,400円</u>	
包装関連機器	[略]	[略]
	自動成型真空包装機	1時間につき <u>450円</u>
	[略]	[略]
	多用型真空包装機	1時間につき <u>250円</u>
	密着真空包装機	1時間につき <u>300円</u>
<small>くん</small> 燻製関連機器	スモークマシーン	1時間につき <u>500円</u>
	電子スモーク装置	1時間につき <u>150円</u>
粉碎関連機器	[略]	[略]
	粉碎機	1時間につき <u>200円</u>

調味加工関連機器	[略]	[略]
	真空フライヤー	1時間につき <u>350円</u>
	真空冷却機	1時間につき <u>750円</u>
	伸展機	1時間につき <u>150円</u>
	スチームコンベクションオープン	1時間につき <u>450円</u>
	[略]	[略]
	縦型ミキサー	1時間につき <u>100円</u>
	二重釜	1時間につき <u>450円</u>
	[略]	[略]
	フライヤー	1時間につき <u>450円</u>
	ボイル槽	1時間につき <u>350円</u>
	両面焼成機	1時間につき <u>100円</u>
	冷却水循環装置	1時間につき <u>250円</u>
レトルト殺菌装置	1時間につき <u>950円</u>	
包装関連機器	[略]	[略]
	自動成型真空包装機	1時間につき <u>300円</u>
	[略]	[略]
	多用型真空包装機	1時間につき <u>150円</u>
	密着真空包装機	1時間につき <u>150円</u>
<small>くん</small> 燻製関連機器	スモークマシーン	1時間につき <u>350円</u>
	電子スモーク装置	1時間につき <u>100円</u>
粉碎関連機器	[略]	[略]
	粉碎機	1時間につき <u>100円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成29年宮城県規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）の施行に関し、<u>マンションの再生等に関する法律施行令</u>（平成14年政令第367号）及び<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(マンションの除却等の必要性に係る認定申請書の添付書類)</u></p> <p>第2条 <u>省令第76条の25第1項第3号の特定行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>一般財団法人日本建築防災協会(昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。)を事務局として設置された既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に耐震判定委員会として登録されている団体が発行する建築物の耐震診断に係る判定書の写し</u></p> <p>(2) <u>マンションの付近見取図</u></p> <p>(3) <u>マンションの配置図</u></p> <p>(4) <u>その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>2 <u>省令第76条の25第2項第3号の特定行政庁が規則で定める書類</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）の施行に関し、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令</u>（平成14年政令第367号）及び<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(マンションの除却の必要性に係る認定申請書の添付書類)</u></p> <p>第2条 <u>省令第49条第1項第3号の特定行政庁が規則で定める書類は、一般財団法人日本建築防災協会（昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）を事務局として設置された既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に耐震判定委員会として登録されている団体が発行する建築物の耐震診断に係る判定書の写しとする。</u></p>

は、次に掲げる書類とする。

- (1) 調査報告書
- (2) マンションの付近見取図
- (3) マンションの配置図
- (4) その他知事が必要と認める書類

(マンションの除却等の必要性に係る認定申請書の添付書類の省略)

第3条 省令第76条の25第3項の規定により、法第163条の56第1項の認定の申請をしようとする者は、省令第76条の25第1項の除却等の必要性に係る認定申請書に、同項第2号に掲げる構造計算書を添えて提出することを要しないものとする。

(容積率等の特例の許可申請書の添付書類)

第4条 省令第76条の30第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 省令第76条の28に規定する除却等の必要性に係る認定通知書の写し
- (2)～(9) [略]

(マンションの除却の必要性に係る認定申請書の添付書類の省略)

第3条 省令第49条第2項の規定により、法第102条第1項の認定の申請をしようとする者は、省令第49条第1項の除却の必要性に係る認定申請書に、同項第2号に掲げる構造計算書を添えて提出することを要しないものとする。

(容積率の特例の許可申請書の添付書類)

第4条 省令第52条第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 省令第50条に規定する除却の必要性に係る認定通知書の写し
- (2)～(9) [略]

2 省令第52条第1項の規定により許可申請書に添える図書及び書面は、日本工業規格A列4番の大きさに折り畳まなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県訓令甲第6号

条例及び規則等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

条例及び規則等取扱規程の一部を改正する訓令

条例及び規則等取扱規程（昭和25年庁訓第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 条例を公布しようとするときは、主務課長は、条例を浄書して、回議書とともに総務部県政情報・文書課長（以下「<u>県政情報・文書課長</u>」という。）に回付しなければならない。</p> <p>第3条 前条の規定は、<u>規則を公布し、又は規程を公表しようとするとき</u>について準用する。</p> <p>第4条 県政情報・文書課長は、第2条の規定により条例の回付を受けたときは、公布の旨の前文、公布の年月日及び条例の番号を記入して、知事の署名（<u>総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号イに規定する電子署名を含む。第6条において同じ。</u>）を受けなければならない。</p> <p>第5条 県政情報・文書課長は、第3条において準用する第2条の規定により<u>規則又は規程の回付を受けたときは、公布又は公表の旨の前文、公布又は公表の年月日、規則又は訓令甲若しくは告示の番号及び知事名を記入しなければならない。</u></p>	<p>第2条 条例<u>及び規則</u>を公布しようとするときは、主務課長は、<u>条例及び規則</u>を浄書して、回議書とともに総務部県政情報・文書課長（以下「<u>県政情報・文書課長</u>」という。）に回付しなければならない。</p> <p>第3条 前条の規定は、<u>規程を公表しようとするとき</u>について、<u>準用</u>する。</p> <p>第4条 県政情報・文書課長は、第2条の規定により<u>条例又は規則</u>の回付を受けたときは、公布の旨の前文、公布の年月日及び<u>条例の番号又は規則の番号</u>を記入して、知事の署名を受けなければならない。</p> <p>第5条 県政情報・文書課長は、第3条の規定により<u>規程の回付を受けたときは、公表の旨の前文、公表の年月日及び知事名を記入して、知事印を押さなければならない。</u></p>

第6条 第4条の規定により署名を受けた条例の原本並びに前条の規定により知事名を記入した規則及び規程の原本は、県政情報・文書課長が保管しなければならない。

第9条 告示（知事の権限に属する事務の委任を受けた者（以下「受任者」という。）が行うものに限る。以下この条において同じ。）を掲示して公示しようとするときは、当該受任者は、告示を浄書し、県政情報・文書課長に送付し、その確認を受けなければならない。

2・3 [略]

第6条 前2条の規定により署名を受け、又は知事印を押した条例、規則及び規程の原本は、県政情報・文書課長が保管しなければならない。

第9条 告示（知事の権限に属する事務の委任を受けた者（以下「受任者」という。）が行うものに限る。以下この条において同じ。）を掲示して公示しようとするときは、当該受任者は、告示を浄書し、主務課長を経由して県政情報・文書課長に送付し、その確認を受けなければならない。

2・3 [略]

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

宮城県議会議長 佐々木幸士

宮城県議会規則第1号

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則

宮城県議会会議規則（昭和50年宮城県議会規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出) 第2条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	<p>(欠席の届出) 第2条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県議会訓令甲第1号

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月25日

宮城県議会議長 佐々木幸士

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程（平成11年宮城県議会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公文書開示決定通知書等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 公文書を開示しない旨の決定 <u>(次号及び第5号の決定を除く。)</u> <u>公文書不開示決定通知書</u> (様式第4号)</p> <p>(4) 条例第11条の規定に基づく開示請求を拒否する旨の決定 <u>公文書不開示決定通知書(存否応答拒否)</u> (様式第5号)</p> <p>(5) 公文書を保有していない旨の決定 <u>公文書不開示決定通知書(不存在)</u> (様式第6号)</p> <p>2 [略]</p> <p>(開示の実施等)</p> <p>第5条 公文書の全部又は一部を開示する旨の決定を受けた者は、議長が指定する日時及び場所において、当該決定に係る公文書の開示を受けるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(公文書開示決定通知書等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 公文書を開示しない旨の決定 <u>公文書非開示決定通知書</u> (様式第4号)</p> <p>(4) 条例第11条の規定に基づく開示請求を拒否する旨の決定 <u>公文書の存否を明らかにしない決定通知書</u> (様式第5号)</p> <p>(5) 公文書を保有していない旨の決定 <u>公文書不存在決定通知書</u> (様式第6号)</p> <p>2 [略]</p> <p>(開示の実施等)</p> <p>第5条 公文書の全部又は一部を開示する旨の決定を受けたものは、議長が指定する日時及び場所において、当該決定に係る公文書の開示を受けるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>

様式第4号（第4条関係）

公文書不開示決定通知書	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
[略]	

様式第5号（第4条関係）

公文書不開示決定通知書（存否応答拒否）	
[略]	
<p>年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示をしないことを決定したので通知します。</p>	
[略]	
[略]	

様式第6号（第4条関係）

公文書不開示決定通知書（不存在）	
[略]	
<p>年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、当該公文書を保有していないため、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示をしないことを決定したので通知します。</p>	
[略]	
[略]	

様式第4号（第4条関係）

公文書非開示決定通知書	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
[略]	宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例第8条第 号該当
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	

様式第5号（第4条関係）

公文書の存否を明らかにしない決定通知書	
[略]	
<p>年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことを決定したので通知します。</p>	
[略]	
[略]	

様式第6号（第4条関係）

公文書不存在決定通知書	
[略]	
<p>年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、当該公文書を保有していないため、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例第6条第1項の規定により、公文書を保有していない決定をしたので通知します。</p>	
[略]	
[略]	

附 則
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程の規定によるものとみなす。

人事委員会規則 7—0—24（人事委員会規則 7—0（給料等の支給）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—0—25

人事委員会規則 7—0—24（人事委員会規則 7—0（給料等の支給）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—0—24（人事委員会規則 7—0（給料等の支給）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 5 条の 2 職員が給与条例第 13 条、育児休業条例第 21 条、職員勤務時間条例第 17 条第 3 項、<u>第 17 条の 2 第 3 項若しくは第 17 条の 3 第 3 項</u>、学校職員勤務時間条例第 15 条第 3 項、<u>第 15 条の 2 第 3 項若しくは第 15 条の 3 第 3 項</u>、修学部分休業条例第 3 条又は高齢者部分休業条例第 3 条の規定により給与を減額される場合の減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当（給与条例第 12 条の 3 の規定による手当を含む。）、へき地手当（給与条例第 21 条の 5 の規定による手当を含む。）、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当（以下この項において「給料等」という。）に対応する額とし、それぞれの次の給与期間以降の給料等から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料等から差し引くことができないときは、給与条例に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第 5 条の 2 職員が給与条例第 13 条、育児休業条例第 21 条、職員勤務時間条例第 17 条第 3 項<u>若しくは第 17 条の 2 第 3 項</u>、学校職員勤務時間条例第 15 条第 3 項若しくは<u>第 15 条の 2 第 3 項</u>、修学部分休業条例第 3 条又は高齢者部分休業条例第 3 条の規定により給与を減額される場合の減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当（給与条例第 12 条の 3 の規定による手当を含む。）、へき地手当（給与条例第 21 条の 5 の規定による手当を含む。）、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当（以下この項において「給料等」という。）に対応する額とし、それぞれの次の給与期間以降の給料等から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料等から差し引くことができないときは、給与条例に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則 7—14（期末手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—14—36

人事委員会規則 7—14（期末手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—14（期末手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（在職期間） 第 5 条 [略] 2 [略] （1）～（3） [略] （4） [略] ア・イ [略] ウ その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間</p> <p>エ [略] （5）～（7） [略]</p> <p>（期末手当の計算の基礎） 第 8 条 [略] （1） [略] （2） 給与条例第 13 条、育児休業条例第 21 条、職員勤務時間条</p>	<p>（在職期間） 第 5 条 [略] 2 [略] （1）～（3） [略] （4） [略] ア・イ [略] ウ <u>国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間</u></p> <p>エ [略] （5）～（7） [略]</p> <p>（期末手当の計算の基礎） 第 8 条 [略] （1） [略] （2） 給与条例第 13 条、育児休業条例第 21 条、職員勤務時間条</p>

例第 17 条第 3 項、第 17 条の 2 第 3 項若しくは第 17 条の 3 第 3 項又は学校職員勤務時間条例第 15 条第 3 項、第 15 条の 2 第 3 項若しくは第 15 条の 3 第 3 項の規定に基づき給与が減額される場合は、減額前の給与月額

(3)～(5) [略]

例第 17 条第 3 項若しくは第 17 条の 2 第 3 項又は学校職員勤務時間条例第 15 条第 3 項若しくは第 15 条の 2 第 3 項の規定に基づき給与が減額される場合は、減額前の給与月額

(3)～(5) [略]

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—15—52

人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>(9) 育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間と職員勤務時間条例第 18 条及び学校職員勤務時間条例第 16 条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間とを合算した期間が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</p> <p>(10)～(12) [略]</p>	<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ <u>国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間</u></p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>(9) 育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</p> <p>(10)～(12) [略]</p>

3 [略]

3 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 8—5—58

人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年宮城県条例第 7 号）に基づき、人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休憩時間)</p> <p>第 4 条 任命権者は、条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から休憩時間の変更の申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該職員の休憩時間を 45 分とすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員がその子を養育する場合</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第 4 条 任命権者は、条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から休憩時間の変更の申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該職員の休憩時間を 45 分とすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他人事委員会が定める事業を行う場所にその子（これらの事業を利用するものに限る。）を出迎えるため、又は見送るため赴く場合</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>

2～5 [略]

第8条の5 [略]

(介護時間)

第23条の3 [略]

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業又は次条第1項第1号の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第23条の4 子育て部分休暇の単位は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第17条の3第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この条において「第1号部分休暇」という。）

2～5 [略]

第8条の5 条例第10条の2第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他人事委員会が定める事業を行う場所にその子（これらの事業を利用するものに限る。）を出迎えるため、又は見送るため赴く職員とする。

第8条の6 [略]

(介護時間)

第23条の3 [略]

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

30分

(2) 条例第17条の3第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この条において「第2号部分休暇」という。）

1時間

2 前項第2号の規定にかかわらず、第2号部分休暇の単位は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて請求があったとき 当該残時間数

3 条例第17条の3第2項の人事委員会規則で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、前項に規定する期間ごとに、あらかじめ、第1号部分休暇又は第2号部分休暇のいずれを請求するかを任命権者に申し出るものとする。

5 前項の申出において、当該職員が職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）第20条に規定する第1号部分休業（以下この条において「第1号部分休業」という。）の請求の申出をしている場合は第1号部分休暇の請求を、同条例第20条の2に規定する第2号部分休業の請求の申出をしている場合は第2号部分休暇の請求を申し出なければならない。

6 第4項の規定による申出をした職員は、人事委員会が定める特別の事情がある場合には、当該申出の内容を変更することができる。

7 第4項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

8 第1号部分休暇は、1日につき2時間（第1号部分休業、条例第

17条の2の規定による介護時間又は第22条第1項第13号若しくは第14号の規定による生後満1年6箇月に達しない子を育てるための休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、当該介護時間及び当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

9 条例第17条の3第2項第2号の人事委員会規則で定める時間は、77時間30分とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、当該職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする。

(介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)

第26条 任命権者は、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇の請求について、条例第17条第1項、第17条の2第1項又は第17条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求)

第28条 介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇を請求しようとする職員は、あらかじめ任命権者に申し出なければならない。

2 [略]

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の決定等)

第29条 [略]

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(介護休暇及び介護時間の承認)

第26条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第17条第1項又は第17条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第28条 介護休暇又は介護時間を請求しようとする職員は、あらかじめ任命権者に申し出なければならない。

2 [略]

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認の決定等)

第29条 [略]

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(その他の事項)

第30条 第8条の3から第8条の5までに規定するもののほか早出遅出勤務に関し必要な事項、第9条から第16条までに規定するもののほか勤務の制限に関し必要な事項及び第18条から前条までに規定するもののほか休暇に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(非常勤職員の勤務時間及び休暇の基準)

第31条 [略]

2 任命権者が条例第20条の規定により定める非常勤職員の休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

3 [略]

(その他の事項)

第30条 第8条の3から第8条の6までに規定するもののほか早出遅出勤務に関し必要な事項、第9条から第16条までに規定するもののほか勤務の制限に関し必要な事項及び第18条から前条までに規定するもののほか休暇に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(非常勤職員の勤務時間及び休暇の基準)

第31条 [略]

2 任命権者が条例第20条の規定により定める非常勤職員の休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

3 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 8—6—54

人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年宮城県条例第 8 号）に基づき、人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休憩時間)</p> <p>第 4 条 任命権者等は、条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する学校職員から休憩時間の変更の申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該学校職員の休憩時間を同項に規定する 45 分以上で、かつ、置かれている休憩時間に満たない時間とすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員がその子を養育する場合</u></p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第 4 条 任命権者等は、条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する学校職員から休憩時間の変更の申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該学校職員の休憩時間を同項に規定する 45 分以上で、かつ、置かれている休憩時間に満たない時間とすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある学校職員が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他人事委員会が定める事業を行う場所にその子（これらの事業を利用するものに限る。）を出迎えるため、又は見送るため赴く場合</u></p>

(3)～(5) [略]

2～5 [略]

第6条の5 [略]

(介護時間)

第21条の3 [略]

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業又は次条第1項第1号の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第21条の4 子育て部分休暇の単位は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(3)～(5) [略]

2～5 [略]

(育児を行う学校職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第6条の5 条例第8条の2第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他の人事委員会が定める事業を行う場所にその子（これらの事業を利用するものに限る。）を出迎えるため、又は見送るため赴く学校職員とする。

第6条の6 [略]

(介護時間)

第21条の3 [略]

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(1) 条例第15条の3第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この条において「第1号部分休暇」という。）

30分

(2) 条例第15条の3第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この条において「第2号部分休暇」という。）

1時間

2 前項第2号の規定にかかわらず、第2号部分休暇の単位は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて請求があったとき 当該残時間数

3 条例第15条の3第2項の人事委員会規則で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 子育て部分休暇の請求をしようとする学校職員は、前項に規定する期間ごとに、あらかじめ、第1号部分休暇又は第2号部分休暇のいずれを請求するかを任命権者に申し出るものとする。

5 前項の申出において、当該学校職員が職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）第20条に規定する第1号部分休業（以下この条において「第1号部分休業」という。）の請求の申出をしている場合は第1号部分休暇の請求を、同条例第20条の2に規定する第2号部分休業の請求の申出をしている場合は第2号部分休暇の請求を申し出なければならない。

6 第4項の規定による申出をした学校職員は、人事委員会が定める特別の事情がある場合には、当該申出の内容を変更することができる。

7 第4項の規定による申出をした学校職員は、当該申出をした範囲

内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

8 第1号部分休暇は、1日につき2時間（第1号部分休業、条例第15条の2の規定による介護時間又は第20条第1項第13号若しくは第14号の規定による生後満1年6箇月に達しない子を育てるための休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、当該介護時間及び当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

9 条例第15条の3第2項第2号の人事委員会規則で定める時間は、77時間30分とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、当該職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする。

（介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認）

第24条 任命権者等は、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇の請求について、条例第15条第1項、第15条の2第1項又は第15条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求）

第26条 介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇を請求しようとする学校職員は、あらかじめ任命権者等に申し出なければならない。

2 [略]

（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の決定等）

第27条 病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間又は子育て部分休

（介護休暇及び介護時間の承認）

第24条 任命権者等は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第15条第1項又は第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（介護休暇及び介護時間の請求）

第26条 介護休暇又は介護時間を請求しようとする学校職員は、あらかじめ任命権者等に申し出なければならない。

2 [略]

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認の決定等）

第27条 病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間の請求があつた

暇の請求があった場合においては、任命権者等は、速やかに承認するかどうかを決定するものとする。ただし、介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 [略]

（その他の事項）

第28条 第6条の3から第6条の5までに規定するもののほか早出遅出勤務に関し必要な事項、第7条から第14条までに規定するもののほか勤務の制限に関し必要な事項及び第16条から前条までに規定するもののほか休暇に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（非常勤職員の勤務時間及び休暇の基準）

第29条 [略]

2 任命権者が条例第18条の規定により定める非常勤の学校職員の休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

3 [略]

場合においては、任命権者等は、速やかに承認するかどうかを決定するものとする。ただし、介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 [略]

（その他の事項）

第28条 第6条の3から第6条の6までに規定するもののほか早出遅出勤務に関し必要な事項、第7条から第14条までに規定するもののほか勤務の制限に関し必要な事項及び第16条から前条までに規定するもののほか休暇に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（非常勤職員の勤務時間及び休暇の基準）

第29条 [略]

2 任命権者が条例第18条の規定により定める非常勤の学校職員の休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

3 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会告示第3号

人事委員会は、人事委員会規則2—2（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成7年人事委員会告示第1号（人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

令和8年3月25日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 [略] 2 [略] (1)～(9) [略] <u>(10)～(24) [略]</u> <u>(25) 規則8—5第23条の4第6項の人事委員会が定める特別の事情がある場合について定めること。</u> (26)～(28) [略]	1 [略] 2 [略] (1)～(9) [略] <u>(10) 規則8—5第4条第1項第2号に規定する人事委員会が定める事業を行う場所について定めること。</u> <u>(11)～(25) [略]</u> (26)～(28) [略]

3 この告示の効力の発生する日

令和8年4月1日

人事委員会告示第4号

人事委員会は、人事委員会規則2—2（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成14年人事委員会告示第9号（人事委員会の権限（学校職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

令和8年3月25日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] <u>(4)～(18) [略]</u> <u>(19) 規則8—6第21条の4第6項の人事委員会が定める特別の事情がある場合について定めること。</u> (20)～(22) [略]	1 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] <u>(4) 規則8—6第4条第1項第2号に規定する人事委員会が定める事業を行う場所について定めること。</u> <u>(5)～(19) [略]</u> (20)～(22) [略]

3 この告示の効力の発生する日

令和8年4月1日

人事委員会告示第5号

人事委員会は、人事委員会規則2—2（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和56年人事委員会告示第2号（人事委員会の権限（期末手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和8年3月25日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) 規則7—14 第5条第2項第4号ウに規定する人事委員会の定める期間について定めること。 (5)～(13) [略]	1 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) 規則7—14 第5条第2項第4号ウに規定する <u>人事委員会の定める法人及び人事委員会の定める期間について定めること。</u> (5)～(13) [略]

3 この告示の効力の発生する日

令和8年4月1日

人事委員会告示第6号

人事委員会は、人事委員会規則2-2（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成9年人事委員会告示第7号（人事委員会の権限（勤勉手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和8年3月25日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) 規則7-15 第5条第2項第3号エに規定する人事委員会の定める期間について定めること。 (5)～(10) [略]	1 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) 規則7-15 第5条第2項第3号エに規定する人事委員会の定める <u>法人及び人事委員会の定める期間</u> について定めること。 (5)～(10) [略]

3 この告示の効力の発生する日

令和8年4月1日

宮城県公安委員会規則第5号

宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月25日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成16年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

別記様式第8号中

「

聴聞 の件名 弁明		
-----------------	--	--

」

を

「

聴聞 の件名 弁明	
-----------------	--

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式による書面については、当分の間、なおこれを使用することができる。